

令和５年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和６年６月３日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和５年度 定期監査（第３期）

期日 令和６年１月２５日（木）

範囲 令和４年度（令和５年１月１日から令和５年３月３１日まで）、令和５年度（令和５年４月１日から令和５年１２月３１日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

教育委員会事務局

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育総務部	教育総務課	１ 財産管理 不用物品の事務処理において、横手市物品規則第２７条に基づく不用の決定を行っていない。	１ 指摘後、速やかに事務処理するとともに、チェック体制を強化した。
	文化財保護課	１ 契約事務 予定価格調書の作成日を誤っている。	１ 指摘事項を改善し、チェック体制を強化した。